

教育委員会事務事業の点検・評価について

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆ 第三期長崎県教育振興基本計画 (P126)

[第6章 計画の着実な推進に向けて]

3. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進にあたっては、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づく、定期的かつ適切な進捗管理が必要です。

本計画の成果指標の進捗状況等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき「長崎県教育振興会議」による定期的な点検及び評価を行い、意見や提案をいただくほか、広く県民にも公表することとしています。

長崎県教育振興会議

- 教育振興基本計画数値目標・事業群評価指標の点検・評価、改善策の提案
- 次年度に向けた課題・方向性・具体的施策等への意見・提案
- 本県教育の取組に対する意見・提案

定例教育委員会

- 本県教育の取組状況等に対する教育委員会としての点検・評価
(教育振興会議における協議状況の報告)
(事業群評価数値目標の達成状況、長崎県教育振興基本計画の進捗状況)
(事業群評価において未達成となった事業の方向性)
- 教育委員会の事業群評価の公表に向けた審議

公 表